

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 4 次）

（計画期間 令和 4 年度～令和 7 年度）

令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画書

浜 田 市

計画項目一覧表

大項目	中項目	小項目	担当課	ページ
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	(1) 学校等における取組	① 人権尊重の精神を基底に据えた教育活動	人権同和教育室	4
		② 発達段階に応じた人権教育	人権同和教育室	5
		③ 地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進	人権同和教育室	5
	(2) 家庭・地域・職場における取組	① 家庭における取組	人権同和教育室、子ども・子育て支援課	6
		② まちづくりセンターにおける取組	人権同和教育室	6
		③ 企業等における取組	人権同和教育室	7
	(3) 職員等の人権意識向上への取組	① 職員の人権意識の向上	人権同和教育啓発センター、人事課	8
		② 教職員等の人権意識の向上	人権同和教育室	9
		③ 保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上	保険年金課、地域福祉課、健康医療対策課、消防本部	10
	(4) 関係機関等との連携	① 国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携	人権同和教育啓発センター、人権同和教育室	11
		② まちづくりセンター、学校、PTAとの連携	人権同和教育室、まちづくり社会教育課、学校教育課	12
		③ 民間団体、企業、自主学習グループとの連携	人権同和教育室	13

大項目	中項目	小項目	担当課	ページ
	(1) 同和問題	① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進	人権同和教育啓発センター、人権同和教育室、総合窓口課	14
		② 児童生徒の進路保障、就労問題への取組	人権同和教育室、学校教育課、教育総務課	14
		③ まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化	人権同和教育室、まちづくり社会教育課	15
		④ 集会所活動への支援及び相談機能の充実	人権同和教育啓発センター	16
	(2) 女性	① 男女共同参画の理解促進	人権同和教育啓発センター	17
		② 女性に対する暴力の根絶	人権同和教育啓発センター、地域福祉課、子ども・子育て支援課	17
		③ 政策・方針決定への女性の参画の推進	人権同和教育啓発センター	18
		④ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)の推進	子ども・子育て支援課	18
	(3) 子ども	① 一人一人を大切に教育の推進	人権同和教育室	19
		② 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)などの理解促進	人権同和教育室	19
		③ いじめ・不登校問題への取組	人権同和教育室、学校教育課	20
		④ 乳幼児や児童への虐待防止の取組	人権同和教育室、子ども・子育て支援課	20
		⑤ 子どもの貧困対策への取組の推進	学校教育課、教育総務課、子ども・子育て支援課	21
		⑥ 子どもの健全育成に向けての取組	人権同和教育室、学校教育課、子ども・子育て支援課	21
		⑦ 相談体制の充実	人権同和教育室、学校教育課	22

2	各人権課題に対する取組	(4) 高齢者	① 福祉教育、啓発活動の推進	人権同和教育啓発センター、学校教育課、健康医療対策課	23
			② 就労・生きがい対策の推進	健康医療対策課	23
			③ 地域包括ケアの推進	健康医療対策課	23
			④ 認知症に対する理解と介護等施策の充実	健康医療対策課	24
			⑤ 権利擁護の推進	健康医療対策課	24
		(5) 障がいのある人	① 障がいに対する理解と差別解消の促進	人権同和教育啓発センター、地域福祉課	25
			② 人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進	地域福祉課	25
			③ 障がい者の社会参加と就労支援の取組	地域福祉課、商工労働課	26
			④ 権利擁護の推進	地域福祉課	26
		(6) 外国人	① 差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進	定住関係人口推進課、環境課	27
			② 外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進	定住関係人口推進課	27
			③ 学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援	学校教育課	27
		(7) 患者や感染者等	① 教育・啓発活動の推進	健康医療対策課	28
		(8) 犯罪被害者とその家族	① 犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進	防災安全課	29
			① 啓発活動の推進	人権同和教育室、地域福祉課	30
		(9) 刑を終えて出所した人等	② 「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組	地域福祉課、旭支所産業建設課	30
			① 情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止	人権同和教育啓発センター	31
		(10) インターネット等による人権侵害	② 情報モラルの教育の充実	学校教育課、DX推進課、人権同和教育啓発センター	31
			① 市民に対する取組	人権同和教育啓発センター	32
		(11) 性の多様性(性的指向、性自認等)	② 学校における取組	人権同和教育室	32
			① アイヌの人々	人権同和教育啓発センター	33
		(12) 様々な人権課題	② 北朝鮮当局による拉致問題等	人権同和教育啓発センター、学校教育課	33
			③ プライバシーの保護	総務課	33
			④ 迷信等	人権同和教育啓発センター	34
			⑤ 災害に伴う人権	人権同和教育啓発センター、防災安全課	34
			⑥ 自死遺族	健康医療対策課	34
			⑦ その他の人権課題		

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 学校等における取組

① 人権尊重の精神を基底に据えた教育活動

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	浜田市人権・同和教育協議会	幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校の人権・同和教育担当教諭が集まり、協議会を開催する。	協議会を開催し、研修、模擬授業を行い、 実践資料集を作成 した。 (第1回) 7月9日 (第2回) 12月4日 (第3回) 1月16日 ※第2回・第3回は浜田市人権・同和教育主任及び推進者会議と同時開催した。	部落差別の歴史について研修を実施し、同和問題の学び直しの機会となった。 浜田市人権を尊重するまちづくり条例を分かりやすく伝えるハンドブックの活用方法について説明を行い、各学校での活用の参考となった。 実践資料集は、市内小中学校の実践や研修の参考となった。	幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校の人権・同和教育担当教諭が集まって協議会を開催し、研修等を行う。 (予定回数：3回) 開催方法については、浜田市人権・同和教育主任及び推進者会議と同日開催を予定する。	人権同和教育室
2	浜田市人権・同和教育主任及び推進者会議	各小中学校の人権・同和教育担当教諭が集まり、人権・同和教育に関する協議、情報交換及び研修を行い、教職員や行政職員の人権・同和教育における資質向上を目指す。	主任及び推進者会議を3回開催し、各校の人権教育全体計画の共有や情報交換を行った。 (第1回) 7月9日 (第2回) 12月4日 (第3回) 1月16日 ※第2回・第3回は浜田市人権・同和教育協議会と同時開催した。	各学校が集まって取組・計画を紹介し合い、それを情報共有することにより、各校における取組時の疑問や課題解決の参考となった。 浜田市人権を尊重するまちづくり条例を分かりやすく伝えるハンドブックの活用方法について説明を行い、各学校での活用の参考となった。	主任及び推進者会議を開催し、教職員や行政職員の人権・同和教育における資質向上を目指す。 (予定回数：3回) 開催方法については、浜田市人権・同和教育協議会と同日開催を予定する。	人権同和教育室
3	人権作品コンクール	小学生（作文）、中学生（作文・ポスター）、標語（一般）の人権作品コンクールを開催する。	次のとおり応募があり、入賞作品を決定して表彰式を開催した。また、入賞作品を掲載した人権啓発リーフレット「みんな笑顔で」を作成し全戸配布を行った。 (1)応募状況 (小学生) ・作文17編 ※入賞7編 (中学生) ・作文27編 ※入賞5編 ・ポスター109点 ※入賞7点 (2)表彰式 開催日：12月12日（木） 場所：浜田まちづくりセンター 入賞者数：26人 (3)リーフレット作成部数 24,000部	人権作品コンクールの実施を通じて、児童生徒が人権について考えるきっかけとなり、市民への意識啓発につながった。	小学生（作文）、中学生（作文・ポスター）、標語（一般）による人権作品コンクールを開催する。	人権同和教育室

② 発達段階に応じた人権教育

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	人権集会、公開授業	各校で作成する人権教育全体計画を基にした年間指導計画を基に、各校で人権・同和教育の授業や集会等を実施する。	各校で人権・同和教育に関する授業や人権集会が開催された。	各校の状況に応じた取り組みを展開し、人権学習時だけでなく、様々な場面で人権を意識することにつながった。	各校で人権・同和教育の授業や集会等を実施する。	人権同和教育室
2	人権の花運動	小学校において、児童が他者と協力して花を育てる「人権の花運動」を実施する。	人権擁護委員と連携して、小学校において人権の花運動を実施した。 ・小学校13校 【主な取組方法】 道徳の学習の時間で事前学習した後に花の植え替えを行った委員会活動で実施した 全校で取り組んだ など	児童が他者と協力して花を育てる体験を行うことにより「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育む一助となった。	小学校において、児童が他者と協力して花を育てる人権の花運動を継続して実施する。	人権同和教育室
3	実践資料集の作成	小中学校で行われる人権教育の実績や成果をまとめた資料集を作成する。	予定したとおりの資料集を作成した。	各校の取組をまとめることで、振り返りをしたり、他校の事例を参考にしたりでき、今後の事業に生かすことができた。	引き続き、実践資料集を作成する。	人権同和教育室

③ 地域ぐるみでの人権教育・啓発の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	地域ぐるみで育てる 人権意識講座	主に中学校区を中心とした人権学習会を開催する。学校での人権・同和教育の取組を地域ぐるみで育てるため、 学校教職員、児童・生徒、保護者、関係機関、地域住民等の関係者が共に学ぶ ことにより、地域全体で人権感覚のある豊かな人間関係の形成を図る。	次のとおり開催された。 ・中学校（7回） ・小学校（2回）	被差別当事者や造詣のある講師を招き、同和問題や性的マイノリティ（LGBT）等各分野の講演開催により人権教育が進み、人権意識の向上に一定の成果があった。 一方で、学校教職員、児童・生徒以外の保護者や地域関係者の参加者が少ないことが課題。	各校へ実施を促し、中学校区を中心とした地域ぐるみでの人権学習会を開催する。	人権同和教育室

浜田市の評価

教育活動を通じて、幼児・児童・生徒・学生に対する人権教育および啓発を計画に基づいて円滑に実施した。また、浜田市が策定した「人権を尊重するまちづくり条例」に関するハンドブックの配布を行い、人権の尊重や多様性認識の向上に寄与した。令和7年度も引き続き、学校等での取り組みを継続し、各自の人格や個性の違いをお互いに尊重し、認識できる態度や実践力の育成に努める必要がある。

(2) 家庭・地域・職場における取組

① 家庭における取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	PTA研修会への講師派遣	PTA主催の研修会の講師に、当市の指導主事を派遣する。	PTA関係者からの講師依頼がなかったため実施できなかった。	PTA関係者に対して研修実施を働きかける必要がある。	浜田市PTA連合会との意見交換会において、当市の指導主事派遣による人権研修の実施について働きかけを行う。	人権同和教育室
2	人権教育に有用な情報の提供	家庭における子どもの人格形成の基礎を培うための人権教育に有用な情報を提供する。	市や協議会が主催する人権講演会について、学校連絡システムアプリ「すぐる」を使い保護者に周知した。	アプリを活用することで、案内を直接保護者に届けることができ、より広く周知を行うことができた。	家庭における子どもの人格形成の基礎を培うための人権教育に有用な人権講演会などの情報提供を積極的に行う。	人権同和教育室
3	相談体制の充実	家庭における子どもの人格形成の基礎を培うための相談体制の充実を図る。	乳幼児期の母子を対象に、育児相談やこころの相談等を実施した。 R6 育児相談：延1,041人 こころの相談：延26人	人格形成の基礎を培う乳幼児期において、子への接し方等への不安に対し、相談に応じ助言できた。	引き続き、事業を実施していく。	子ども・子育て支援課

② まちづくりセンターにおける取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	まちづくりセンター主催の人権講演会等	まちづくりセンター主催の人権講演会等に当市の指導主事を講師として派遣する。	まちづくりセンター主催の講演会等へ当市の指導主事を講師として派遣し、講座等の講師を務めた。 ①今福まちづくりセンター（日常生活の中での人権） ②小国まちづくりセンター（無意識の思い込み） ③雲城まちづくりセンター（※アンコンシャス・バイアスについて）	地域住民等への人権意識の啓発に一定程度繋がった。 （参加者の感想の例） ・地域ボランティアの方と有意義な研修ができたことが収穫だった。 ・グループごとに意見交換する中で無意識の思い込みを意識化し、書き換えていくきっかけを作ることができたように感じた。	まちづくりセンター主催の人権講演会等に当市の指導主事を講師として派遣する。 実施にあたっては、開催までに主催者と内容を詰め、参加者の満足度を高めるよう努める。	人権同和教育室

※アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の偏見」や「無意識の思い込み」を意味する言葉です。

③ 企業等における取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	職場内研修への講師派遣	企業等からの要請に応じて、当市の指導主事を研修講師として派遣する。	市内の企業等に講師を派遣した。 ※派遣先（研修テーマ） ・浜田商工会議所（ハラスメント） ・株式会社ISP（ハラスメント） ・旭やすらぎの郷（ハラスメント） ・浜田ビルメンテナンス（日常生活の中での人権） ・リハビリテーションカレッジ島根（ハラスメント）	企業等において、人権課題に対する経緯や知識の習得につながり、人権意識の理解が深まった。 企業等での研修回数が限られることから研修回数の増加に向けた取組が必要。	企業等からの要請に応じて、当市の指導主事を研修講師として派遣する。 企業等での研修増加のため商工団体等と協議を行う。	人権同和教育室

浜田市の評価

家庭、地域、職場においては、日常生活上の様々な人権問題に対する気づきを促す取り組みを行い、研修などを通じて啓発活動を実施することができた。令和7年度においては、企業やPTA等への働きかけを積極的に行い、社会全体の人権意識の向上に向けた取り組みをさらに進めていく必要がある。

(3) 職員等の人権意識向上への取組

① 職員の人権意識の向上

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	浜田市職員人権・同和教育研修	市職員として、人権・同和教育研修についての知識を深め、あらゆる業務においても人権感覚が必要であること、人権・同和教育研修の解決が行政の責務であることを再認識するため、浜田市職員人権研修計画として人権研修会を開催する。	人権同和教育啓発センターの指導主事を講師としてオンライン形式で研修を行った。 【視聴期間】 令和6年11月22日～12月20日 【内容】 私たちの社会と人権問題～女性・子どもの問題について知っていますか～	受講率が97.8%であり、多くの職員が受講した。録画配信により、職員の都合に合わせた受講ができ、職員が人権・同和教育研修について知識を深める機会となった。	引き続き、浜田市職員人権研修計画に基づき、市職員の人権研修を実施する。	・人権同和教育啓発センター ・人事課
2	新規採用職員等 人権・同和教育研修	浜田市職員研修実施計画に基づき、新規採用職員等を対象に、人権研修を実施する。	人権同和教育啓発センターの指導主事を講師として新規採用職員を対象に研修を行った。 【実施日】 令和6年4月2日 【内容】 まずは人権問題に関心を持とう !!～人権問題に対する基本的な考え方と今日的な問題～	市職員として業務にあたる姿勢や考え方、人権問題を考えるときの指標、行政が取り組む人権課題について認識してもらうことができた。	引き続き、新規採用職員を対象にした人権研修を実施する。	・人権同和教育啓発センター ・人事課

② 教職員等の人権意識の向上

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	学校教職員の人権・同和問題研修会	各小中学校において、学校教職員の人権・同和問題研修会を年度内に2回以上開催する。そのうち1回は運動団体を講師に招いて開催する。 学校からの要請に応じて当室の指導主事を派遣する。	市内全ての小学校と中学校で開催された。 うち、次の研修会では当室の指導主事を派遣した。 ・松原小学校人権研修（インターネット） ・国府小学校人権研修（同和問題） ・旭小学校人権研修（人権教育） ・三隅小学校人権研修（人権条例） ・岡見小学校人権研修（人権条例） ・第一中学校人権研修（同和問題） ・三隅中学校人権研修（人権条例）	様々な差別の実態、過去の人権問題、当事者の話などを通じ、問題を正しく理解するための気づきを得るなど、学校教職員の人権意識の向上に一定程度繋がった。	引き続き、各小中学校において、学校教職員の人権・同和問題研修会を年度内に2回以上開催する。また、そのうち1回は運動団体を講師に招いて開催する。	人権同和教育室
2	ふれあいフォーラム（人権・同和教育研究集会）	教職員、保護者、社会教育関係者、事業所職員、行政、市民が一堂に会し、人権・同和問題や人権・同和教育・啓発について認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりへ向けた実践力を培うことを目的としてふれあいフォーラムを開催する。	性の多様性をテーマとして、次のとおりフォーラムを開催した。 開催日：令和6年8月2日 会場：石炭文化ホール 講師：仲岡しゅん氏（弁護士） 演題：性的マイノリティってなに？～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～	当事者としての視点からアイデンティティの変遷と性別移行のプロセス、周囲との関係性について話された。 講義を通して、LGBTの方への接し方や職場での実際の取り組みについて知る契機となった。	引き続き、ふれあいフォーラムを開催する。内容については教育現場で活用できるものを設定する。	人権同和教育室
3	人権研修会への講師派遣	教職員や保育士等の人権研修会に要請に基づいて当室の指導主事を派遣する。	次のとおり当室の指導主事を派遣し研修を実施した。 ○保育所・認定こども園 8園 【テーマ】同和問題 ○准看護学校 6回 【テーマ】人権尊重に対する基本的な理解 ○浜田市議会議員 【テーマ】ハラスメント ○浜田水産高等学校 【テーマ】同和問題	子どもや児童生徒に日常的にかかわりを持つ者に対して人権研修を行うことにより、一定の啓発が図られた。 また、市議会議員への研修を行うことにより、議員の立場からの人権意識啓発のきっかけとなった。	引き続き、教職員や保育士等の人権研修会に要請に基づいて当室の指導主事を派遣する。	人権同和教育室

③ 保健・福祉・医療・消防関係職員の人権意識の向上

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	保健担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務遂行	職員の人権同和問題研修を受講し、きめ細かなに、相手の立場に配慮して職務を遂行した。	ケースに応じて様々な人権課題があるので、人権同和問題の研修の受講、職員等の人権意識の高揚に努める必要がある。	相手の立場に配慮した職務遂行を行う。	健康医療対策課
2	福祉担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務遂行	生活困窮者や障がいのある人等、様々な立場の人がいることを理解し、相手の立場に立つて窓口及び電話対応を行った。	繊細で秘匿性が高い案件を取り扱うことも多いため、情報の取扱いには十分注意し、常に相手の心情に寄り添い職務を遂行する必要がある。	人権感覚を身につけ、相手の立場に配慮して職務を遂行する。	地域福祉課
3	医療担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務遂行	窓口や電話で対応するときは、親切でわかりやすい説明を心掛けた。	対応後にお礼を言って帰られる人が一定数いらしかった。よりわかりやすい説明ができるよう工夫や研鑽をしたい。	相手の立場に配慮した職務遂行	保険年金課
4	消防担当課での取組み	相手の立場に配慮した職務遂行	火災や救急の災害現場をはじめ、応急手当講習や防火訓練指導時などにおいても、相手の立場に配慮し、それぞれの場面に応じた対応に努めた。	相手の不安を和らげ信頼関係を築くことで円滑な現場活動に繋がり、講習や訓練等においても理解を深めることができている。引き続き所属内で情報共有を行い、取り組みを継続する必要がある。	相手の立場に配慮した職務遂行	消防本部

浜田市の評価

市の職員や学校の教職員、保健・福祉・医療・消防関係の職員を対象に、人権研修を受講できる機会を設けた。これにより、職員一人ひとりが人権尊重の視点を持ちながら職務を遂行するための一助となった。今後も様々な人権課題に対応するため、人権同和問題に関する研修を実施し、職員の人権意識の向上に努めていく必要がある。

(4) 関係機関等との連携

① 国、県、人権擁護委員、民生児童委員との協力・連携

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	啓発活動	浜田人権擁護委員協議会と連携し、人権週間（12月4日～10日）において世界人権宣言の意義と人権尊重思想の普及のため、街頭啓発活動を行う。	街頭啓発活動を行い、チラシや啓発物品を配布した。 開催日：12月4日 場所：ゆめタウン浜田	街頭啓発の実施により、人権尊重思想や人権相談先の情報が市民等に一定程度周知された。	引き続き、浜田人権擁護委員協議会と連携し、人権週間において世界人権宣言の意義と人権尊重思想の普及のため、街頭啓発活動を行う。	人権同和教育室
2	特設人権相談所の開設	法務局浜田支局及び浜田人権擁護委員協議会と連携し、浜田市役所本庁・支所に特設人権相談所を開設する。	基本的に次のとおり開設した。開設日については、広報はまだ情報カレンダーに掲載して周知を行った。 ○浜田市役所本庁 毎週水曜日 ○各支所 偶数月に1回開設	窓口の拡大により幅広く相談対応ができた。	引き続き、法務局浜田支局及び浜田人権擁護委員協議会と連携し、浜田市役所本庁・支所に特設人権相談所を開設する。	人権同和教育啓発センター
3	人権の花運動	1-(1)-②の再掲				人権同和教育室
4	民生児童委員と連携した取組み	地域の実情を把握している民生児童委員に対して島根県などが行う研修の情報提供を行い、人権啓発の場を紹介する。	島根県主催「令和6年度浜田地域行政関係者人権・同和問題研修会」について民生児童委員への案内を行った。 (参加者 1名)	少数ではあるが案内を行うことにより申込も見られ、人権啓発の場を提供することに繋がった。	引き続き、地域の実情を把握している民生児童委員に対して島根県などが行う研修の情報提供を行い、人権啓発の場を紹介する。	人権同和教育室

② まちづくりセンター、学校、PTAとの連携

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	まちづくりセンター職員研修への講師派遣	まちづくりセンターの職員研修の講師に当室の指導主事を派遣する。	令和6年度第8回まちづくりセンター職員研修会において研修講師を派遣した。 ・開催日 令和6年11月14日 ・場所 浜田市役所本庁 ・テーマ ※アンコンシャス・バイアスについて 浜田市人権を尊重するまちづくり条例について	まちづくりセンター職員の人権意識の向上を一定程度図ることができた。様々な人権課題があることから引き続き毛属して取組みを行う必要がある。	引き続き、まちづくりセンター職員を対象に行われる研修の講師に指導主事を派遣する。	人権同和教育室
2	まちづくりセンター主催事業	各まちづくりセンターで人権教育・啓発を推進する。	浜田まちづくりセンター ・令和6年11月22日 人権おでかけ 石見まちづくりセンター ・令和6年10月2日 ベっぴん寄席 長浜まちづくりセンター ・令和6年11月17日 学ぼう!子どもの権利条約 周布まちづくりセンター ・令和6年9月16日 人権同和教育講演会 小国まちづくりセンター ・令和6年12月15日 人権・同和教育学習会 美又まちづくりセンター ・令和7年1月31日 人権・同和教育学習会 今市まちづくりセンター ・令和7年1月13日 人権同和教育推進事業 和田まちづくりセンター ・令和7年3月9日 人と人をつなぐものとは 安城まちづくりセンター ・令和6年11月17日 弥栄地域人権を考えるつどい 杵束まちづくりセンター ・令和6年9月13日 お出かけ会(岡山県・長島愛生園) 岡見まちづくりセンター ・令和6年11月3日 人権研修・人権を考える集い 白砂まちづくりセンター ・令和6年10月12日 人権同和教育研修 井野まちづくりセンター ・令和6年10月30日 人権学習	各地域のまちづくりセンターで人権研修会等を開催し、人権教育・啓発を推進することができた。	引き続き、各まちづくりセンターで人権教育・啓発推進のための事業を開催する。	まちづくり社会教育課

※アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の偏見」や「無意識の思い込み」を意味する言葉です。

3	学校における取組み	学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。	学習指導要領等を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において人権教育を推進した。 また、生徒指導を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚の育成を図った。	児童生徒に対し、教科学習や生徒指導を通じて、他者を思いやる心や人権感覚の醸成を図ることができた。	引き続き、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。	学校教育課
4	PTA研修会への講師派遣	1-(2)-①の再掲				人権同和教育啓発センター

③ 民間団体、企業、自主学習グループとの連携

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	人権を考える市民グループ育成事業	人権を考える市民グループが開催する「人権をテーマとした講座等」の開催を支援する。	べっぴんの会 が主催する次の人権・同和教育講演会の開催支援を行った。 開催日：令和6年11月17日 場所：石見まちづくりセンター 講師：福島明淑さん（浜田まちづくりセンター、石見まちづくりセンター韓国語講師） つくしっこ 佐野っこ が主催する次の人権・同和教育講演会の開催支援を行った。 開催日：令和6年11月16日 場所：石見まちづくりセンター佐野分館 講師：露の新治さん（上方落語家）	市民グループによる当該講演会の開催支援を行うことにより、市民等の人権意識の向上に一定程度繋がった。 （参加者の感想の一例） ・習慣や食生活の違いはあったが、交流することが理解する第一歩であると感じた。 ・笑いを込めて人権感覚に富んだ子育てを分かりやすくお話しいただいた。	引き続き、人権を考える市民グループが開催する「人権をテーマとした講座等」の開催を支援する。	人権同和教育室

浜田市の評価

国・県などの関係機関や浜田人権擁護委員協議会をはじめとする各種団体との連携を通じて、人権教育及び啓発活動を多様な場で実施することにより、市民への人権意識の向上を果たした。さらに、人権を考える市民グループによる講座の実施といった自主的な活動を支援することで、市民グループの育成にも一定の寄与をできた。今後も引き続き、さまざまな場面において人権教育及び啓発活動の推進が必要である。

2 各人権課題に対する取組

(1) 同和問題

① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	学校教職員の人権・同和問題研修会（再掲）	1-(3)-②の再掲				人権同和教育室
2	地域ぐるみで育てる人権意識講座	1-(1)-③の再掲				人権同和教育室
3	人権・同和教育推進協議会の講演会	浜田市人権・同和教育推進連絡協議会や各地域人権・同和教育推進協議会による自主研修や講演会を実施する。	自主研修または講演会の実施回数 令和6年度 6回 令和5年度 6回	自主研修や講演会の開催により差別意識解消に向けた教育・啓発が一定程度図られた。	引き続き、浜田市人権・同和教育推進連絡協議会や各地域人権・同和教育推進協議会による自主研修や講演会を実施する。	人権同和教育啓発センター
4	本人通知制度の実施	結婚差別に繋がる身元調査の防止と抑止のため「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の登録者増に向けた取組みを行う。	本人通知制度の登録者数 令和6年度末 166人 令和4年度末 158人	本人通知制度登録についての周知等を行うことにより、登録者増加に繋がった。	引き続き本人通知制度登録者増加に向けた周知を行う。	総合窓口課

② 児童生徒の進路保障、就労問題への取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	児童生徒の進路保障に向けた取組み	児童生徒が強い意志を持って自分自身の進路を逞しく切り開いていこうとする姿勢や能力を身に付けるための取組みを行う。	家庭の状況や属性などの要因により通学や学習が困難な傾向にある児童生徒の現状を把握し、※SSWへの相談や、県人権同和教育課や学校・福祉連携推進教員とのヒアリングを行った。	関係機関に相談したりつなぐ体制を構築できている。ただし、家庭の事情などにより、必要な機関につなぐことができない場合もある。	引き続き、関係機関との体制を構築する。	学校教育課 人権同和教育室
2	就学援助の適切な情報提供	児童生徒の保護者に対して奨学金や就学援助の適切な情報提供に努め活用促進を図る。	就学援助制度について、チラシ及び浜田市ホームページにて周知した。 浜田市奨学金制度について、中学3年生を対象にチラシを配布するとともに、浜田市ホームページにて周知した。	就学援助制度の積極的な周知を行うことができた。 対象者へのチラシの配布や浜田市ホームページでの周知により、奨学金応募者の増加につながった。	引き続き、就学援助制度及び浜田市奨学金制度について、中学校及び浜田市ホームページを通じて制度の周知に努める。	学校教育課 教育総務課
3	就職の機会均等の確保の取組み	1-(2)-③の再掲				人権同和教育啓発センター

※SSWとは、「スクールソーシャルワーカー」の略で、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている課題の解決に向けて支援をする専門家です。

③ まちづくりセンターを拠点とした啓発活動の強化

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	まちづくりセンターが開催する人権講演会等	1-(2)-②の再掲				人権同和教育室
2	まちづくりセンター職員に対する人権同和教育研修への参加促進	島根県など他団体が開催する人権同和教育研修会をまちづくりセンターへ案内し、センター職員への研修機会を提供する。	島根県が主催する人権同和教育研修会の情報提供を行い、センター職員の研修機会の提供に努めた。 (研修名) ・社会人権教育基礎講座 ・社会人権教育専門講座 ・公民館等関係者研修 ・浜田地域行政関係者人権・同和問題研修	まちづくりセンター職員向けの研修機会について積極的に提供することができた。	引き続き、島根県など他団体が開催する人権同和教育研修会をまちづくりセンターへ案内しセンター職員への研修機会を提供する。	人権同和教育室 まちづくり社会教育課

④ 集会所活動への支援及び相談機能の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業	地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業の実施支援を行う。	瀬戸見文化センターの管理業務を委託し、施設の管理運営を行った。また、地域住民を対象として「生き生き楽習講座」を年3回開催した。 ・施設の利用回数 74回 ・生き生き楽習講座の開催 第1回 9月20日 健康講座 第2回 11月15、16日 季節を楽しむ寄せ植え講座 第3回 1月10日 日常生活の中の人権（講演会） 日脚和泉集会所の管理業務を委託し、施設の管理運営を行った。 ・施設の利用回数 112回	集会所の管理運営及び地域住民を対象とした人権課題等に係る学習会や人権尊重の意識を育てる交流促進事業を行い、地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を一定程度図ることができた。	引き続き、地域における生活文化の向上及び社会福祉の増進を図るため、集会所等を拠点とした学習会や交流促進事業の実施支援を行う。	人権同和教育啓発センター
2	生活相談員の活動	生活相談員2名を委嘱し、地域に密着して地域住民からの人権等に係る相談対応を行い、問題解決に努める。	生活相談員2名を委嘱し、地域に密着して地域住民からの相談対応を行った。 （相談件数 88件）	生活相談員の相談業務において、重大な人権問題となるケースは稀であるが、日ごろから人間関係を築きながら丁寧な相談対応を行っており、地域住民等の不安解消にも一定程度繋がっていると評価する。	引き続き、生活相談員2名を委嘱し、地域に密着して地域住民からの人権等に係る相談対応を行い、問題解決に努める。	人権同和教育啓発センター

浜田市の評価

日本における特有の差別問題である同和問題は、重要な人権課題として深く認識されている。この問題の歴史や差別の実態を十分に把握し、差別意識の解消に向けた学校及び地域での取り組みを積極的に進めることができた。今後も、様々な取り組みを継続し、差別意識の解消を目指す必要がある。

(2) 女性

① 男女共同参画の理解促進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	あらゆる機会を捉えた教育と啓発活動	男女共同参画週間での啓発活動を行う。また、学校、家庭、地域での教育や啓発を行う。	男女共同参画週間で、市役所本庁舎と子ども子育て世代包括支援センターで啓発パネル展示や「男女共同参画週間」キャッチフレーズの掲示を行った。	啓発パネルを引き続き展示し、市民のみなさんが目にする機会を増やすことができた。	男女共同参画週間での啓発活動を引き続き行う。また、実施に当たっては、市民参加型の展示を取り入れるなど効果的な広報が行えるよう工夫する。	人権同和教育啓発センター
2	女性団体の活動支援	浜田女性ネットワークの活動支援を行う。 また、島根県男女共同参画サポーター員で構成する浜田市男女共同参画研究会の活動支援を行う。	浜田女性ネットワークが行う総会・理事会の開催支援を行い、勉強会、啓発活動、研修派遣事業の実施支援を行った。 ・総会 5月22日開催 ・理事会 4月11日ほか8回開催 浜田市男女共同参画研究会が行う啓発活動等の支援を行った ・男女共同参画推進標語日めくりカレンダーの作成・配布 ・男女共同参画の視点での防災研修の開催	団体の啓発活動を支援することにより、市民のみなさんへの啓発を拡大することができた。	引き続き、浜田女性ネットワークの活動支援及び浜田市男女共同参画研究会の活動支援を行う。	人権同和教育啓発センター

② 女性に対する暴力の根絶

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動	DV・性犯罪・ストーカー行為等、女性に対する暴力を根絶するための教育や啓発活動を推進する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）で、市広報紙や市ホームページに啓発記事を掲載した。 市内全中学生に啓発グッズとチラシを配布し、相談先の周知とデートDVの予防啓発を行った。	広報媒体を活用し、市民のみなさんに広く意識啓発することができた。 若い世代のDVに対する正しい知識を習得してもらうために引き続き中学生を対象に取り組む必要がある。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）市広報紙や市ホームページに意識啓発を行う。 市内全中学生に啓発グッズとチラシを配布し、相談先の周知とデートDVの予防啓発を行う。	人権同和教育啓発センター 子ども・子育て支援課
2	関係機関との連携	DV対策庁内連絡会議を開催する。	DV対策庁内連絡会議 開催日 10月2日	庁内の組織が連携を図り、DV被害者に対する総合的な支援策などについて確認した。	DV対策庁内連絡会議を開催する。	子ども・子育て支援課

③ 政策・方針決定への女性の参画の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	各種審議会や委員会等への女性の積極的な登用の働きかけ	審議会への女性の参画率について、令和9年度で40%を目指す。	男女共同参画推進連絡会議等において、女性の委員就任について依頼した。 また、男女共同参画推進団体である浜田女性ネットワークから、各種審議会へ就任した。 ○審議会等への女性の参画率 R6年度 26.8% R5年度 27.3%	審議会の委員就任について女性がいる審議会の比率が減少傾向にある。目標値達成には更なる努力が必要である。	引き続き、男女共同参画推進連絡会議などで女性委員の登用への理解と協力を促す。 また、女性の参画を進めるため、就任を促す要綱の設置など庁内全体における取組を検討する。	人権同和教育啓発センター

④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	保育サービスなど子育て支援の充実、働き方の見直しにつながる啓発活動	・保育所等においては、延長保育事業を実施する。 ・幼稚園においては、預かり保育を実施する。 ・病児・病後児保育事業を実施する。 ・放課後児童クラブにおいては、利用時間の延長に取り組む。	・延長保育事業実施施設数：19施設 ・預かり保育利用児童数：494人（延べ児童数） ・病児・病後児保育室利用児童数：247人（延べ利用児童数） ・放課後児童クラブ延長利用児童数：917人（延べ利用児童数）	・保護者のニーズに対応するための体制が構築できている。	・保育所等においては、延長保育事業を実施する。 ・幼稚園においては、預かり保育を実施する。 ・病児・病後児保育事業を実施する。 ・放課後児童クラブにおいては、引き続き18時30分までの延長利用を実施する。	子ども・子育て支援課

浜田市の評価

女性に対する差別の解消に向けた取り組みとして、職場、家庭、地域における格差解消のための環境整備が着実に進展していると感じている。また、啓発活動も計画的に実施されており、その効果が徐々に見え始めている。しかしながら、DVなど心身の安全を脅かす行為は、重大な事件につながる可能性があるため、引き続き関係機関との連携を強化し、情報共有や相談体制の充実に努める必要がある。

(3) 子ども

① 一人一人を大切にする教育の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	学校教職員の人権・ 同和問題研修会	1-(3)-②の再掲				人権同和教育室
2	地域ぐるみで育てる 人権意識講座	1-(1)-③の再掲				人権同和教育室

② 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）などの理解促進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	こどもの権利条約の 啓発	全国一斉「こどもの人権110番」強化週間（8月下旬）に啓発を実施する	松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会が実施する全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を広報はまだや市HPで周知を行った。 期間 8月21日～8月27日	相談先を設けることでこどもを巡る様々な人権問題について相談支援の体制を築くことができたことは評価できる。 市が窓口でないことから具体的な相談内容が不明なため、活用実態については一定程度把握する必要がある。	全国一斉「こどもの人権110番」強化週間（8月下旬）に啓発を実施する。 また強化週間における相談状況についても可能な範囲での把握に努める。	人権同和教育室

③ いじめ・不登校問題への取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	いじめ問題対策連絡協議会の取組み	「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき設置された「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」により、いじめ防止基本方針の点検や見直しを行う。	各小中学校の現状や課題等を情報共有し、いじめ防止基本方針の定期的な見直しや、必要な支援体制について協議を行った。（開催回数：年2回）	関係機関と連携しながら、いじめの未然防止や、相談体制についての共通理解が図れた。 SNS等で学校や地域を超えた誹謗中傷が増え、発見や対応が遅れるケースが見受けられる。	引き続き関係機関と連携し、いじめの未然防止や、早期発見、また相談体制についての共通理解を図る。	学校教育課 人権同和教育室

④ 乳幼児や児童への虐待防止の取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	リスクのある家庭の把握と虐待の早期発見。虐待発見時の関係機関との連携	保健師等による「赤ちゃん訪問」で母親の心理的フォローを行う。また、継続支援が必要な場合は「養育支援訪問」において支援を行う。	赤ちゃん訪問件数 235件 養育支援訪問対応件数120件 (うち訪問件数100件)	出生した子どもの全家庭へ訪問等を行うことで、育児の不安や悩みの傾聴、助言、情報提供を行うことができている。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握ができ、支援の必要な家庭に対しては、早期に適切なサービスへとつなげることができている。	保健師等による「赤ちゃん訪問」で母親の心理的フォローを行う。また、継続支援が必要な場合は「養育支援訪問」において支援を行う。	子ども・子育て支援課
2	虐待への関心を高めるための早期発見と予防についての広報・啓発活動	乳幼児健診での問診等を通じて虐待の早期発見と予防に努める	乳児健診受診数 237人 1.6健診受診数 292人 3歳児健診受診数 297人	健診項目から育児の状況や育児不安等を確認し、状況に応じた助言や支援を行うことができた。	・乳幼児健診での問診等を通じて虐待の早期発見と予防に努める。 ・情報誌やアプリ、チラシ等を活用し、広報・啓発活動を行う。	子ども・子育て支援課
3	児童福祉施設の職員に対する研修支援	指導主事の講師派遣など	島根県等が実施する子どもの権利や虐待防止に関する研修について、保育施設へ情報提供を行った。	毎年度、保育施設の職員を対象とした人権研修は指導主事の講師派遣を受けて実施しているが、今年度は虐待防止の内容ではなかった。定期的に、虐待防止に関する内容を取り上げる必要がある。	保育施設等から希望に応じて指導主事の講師派遣等の支援を行う。島根県等が実施する研修の情報提供を行う。	子ども・子育て支援課 人権同和教育室

⑤ 子どもの貧困対策への取組の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	就学援助	児童生徒の保護者に対して奨学金や就学援助の適切な情報提供に努め活用促進を図る。	就学援助制度について、チラシ及び浜田市HPにて周知した。 浜田市奨学金制度について、中学3年生を対象にチラシを配布するとともに、奨学生募集について浜田市ホームページにて周知した。	チラシを配布することで、積極的に周知をすることができた。 対象者にチラシを配布することにより、援助を必要とする生徒の修学を支援することができ、奨学金応募者の増加につながった。	引き続き、浜田市ホームページや小中学校を通じて制度を周知して利用促進に努める。 引き続き、中学校及び浜田市ホームページを通じて制度の周知に努め、援助を必要とする生徒の修学を支援する。	学校教育課 教育総務課
2	相談体制の充実	ヤングケアラー相談窓口を設置して相談体制を図る。	相談件数 0件	ヤングケアラーの理解促進と相談先の周知を図るため、小学生版リーフレットを作成し、市内の全小中学生に配布した。学校等と連携して情報収集する必要がある。	相談窓口を広く周知する。各関係機関と連携し、該当家庭を把握して必要な支援を行う。	子ども・子育て支援課

⑥ 子どもの健全育成に向けての取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	子どもの基本的生活習慣の定着や規範意識醸成に向けた啓発や学習機会の提供	乳幼児健診や健康づくり出前講座をとおして子どもの頃から健康的な生活習慣についての啓発を行う。	出前講座23か所 乳幼児健診（乳児健診、1.6健診、3歳児健診）各健診12回/年	乳幼児健診や出前講座をとおして日頃の生活習慣を振り返る機会となっている。	乳幼児健診や健康づくり出前講座をとおして子どもの頃から健康的な生活習慣についての啓発を引き続き行う。	学校教育課 子ども・子育て支援課
2	インターネット等の利用について学校や家庭における教育や啓発	情報モラル教育や人権集会による啓発を行う。 学校教職員の人権・同和問題研修会やPTA研修会への指導主事の講師派遣を行うことにより啓発を行う。	インターネット等を含んだ情報モラル教育を年間指導計画に位置付けて実施した。また、人権集会の取組の周知や保護者対象の研修会を実施した。	情報モラル教育に関しては各学校において実施できた。人権集会や保護者対象の講演会は、その年度の学校の計画により実施していない学校もある。	引き続き情報モラル教育や人権集会による啓発を行っていく。	学校教育課 人権同和教育室

⑦ 相談体制の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	教育相談員、※1SC、 ※2SSWによる相談支 援体制の充実	小中学校へ教育相談員、SCの配 置やSSWの派遣を行い相談支援 体制の充実を図る	教育相談員…教委内に指導主事 2名 SC…市内小中学校23校に8名 SSW…2名委嘱	小中学校からの要請に応じ、 SSWの派遣やケース会を開催 し、実態や支援方法について共 通理解を行った。	小中学校へ教育相談員、SCの配 置やSSWの派遣を行い相談支援体 制の充実を図る	学校教育課
2	教育支援センター 「山びこ学級」	心理的、環境的その他の要因に よって不登校の状態にある児童 生徒に対し、進路等を主体的に 捉え、社会的自立を支援する教 育支援センター「山びこ学級」 を運営する。	利用者数 小学生…7名 中学生…9名	小集団での学習指導、体験的活 動、対象児童生徒や保護者との 面談を通して学校や社会への適 応を図った。	引き続き、社会的自立を支援す る教育支援センター「山びこ学 級」の適切な運営を図る。	学校教育課
3	子どもの人権相談 ツールや相談窓口の 周知	2-(3)-②の再掲				人権同和教育室

※1 SCとは、「スクールカウンセラー」の略で、児童・生徒・保護者・教職員に対し、心理的課題の解決を支援する専門家です。

※2 SSWとは、「スクールソーシャルワーカー」の略で、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、課題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている課題の解決に向けて支援をする専門家です。

浜田市の評価

児童福祉施設や小中学校において、相談を受けるための組織や支援制度、環境を整備し、職員に対する教育を実施することで、体制の強化が進んだ。しかし、子ども自身がSOSを発信したり、相談を求めたりすることは容易ではなく、表面化していない事例も多いと考えられる。今後も関係機関との連携を図り、いじめの未然防止や早期発見に努め、相談体制をさらに充実させ、子どもが大人と同様に声を上げやすい社会を実現するための啓発活動を継続的に行う必要がある。

(4) 高齢者

① 福祉教育、啓発活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる取組み	学校において、高齢者等に対する他者理解を深め、思いやりの心を育てる教育を推進する。	社会科における人権に関する学習、生活科の昔遊びや栽培活動における地域講師との関わりなどの活動を通じて実施。	教科学習を通して他者理解を深めるとともに、思いやりの心を育てることができた。	引き続き、教科等における学習を通して取り組んでいく。	学校教育課
2	高齢者を敬い、長寿社会についての理解を深め互いに支え合う心を育てるための市民への意識啓発	指導主事の講師派遣を行い啓発に努める。	高齢者の人権に関する講師派遣依頼がなかったため実施しなかった。	関係団体からの講師派遣依頼はなかったが、ニーズについては関係課等へ確認を行う必要がある。	指導主事の講師派遣について関係課に対してニーズを確認し、必要に応じて啓発に努める。	健康医療対策課 人権同和教育啓発センター

② 就労・生きがい対策の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	高齢者自身の生活安定や生きがいづくり支援の取組み	シルバー人材センターへの情報共有及び活動支援を行う。	シルバー人材センターの活動経費の一部を助成し、高齢者の自立と生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援することができた。	高齢者の豊富な経験、技術、知識が社会活動や就労に生かされ、高齢者の生きがいづくりにある程度繋がったが、会員が減少していることが課題となっている。	引き続き、シルバー人材センターとの情報共有及び活動支援を行う。	健康医療対策課
2	世代を超えた交流の促進を図るとともに生きがいづくり、健康づくり・閉じこもり防止の場の提供	高齢者クラブ連合会への情報共有及び活動支援を行う。	高齢者クラブ連合会の活動経費の一部を補助し、高齢者の自立と生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを支援することができた。	高齢者クラブ連合会の活動目標に沿って、健康づくり、介護予防の各種事業、地域支えあい事業等高齢者が生きがいを持って活動することができたが、会員が減少していることが課題となっている。	引き続き、高齢者クラブ連合会との情報共有及び活動支援を行う。	健康医療対策課

③ 地域包括ケアの推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	地域包括ケアシステムづくりの推進	介護・医療・福祉の相談窓口となる地域包括支援センターを運営する	総合相談支援事業件数 1,863件 権利擁護事業件数 101件 介護予防ケアマネジメント業務：介護予防支援計画作成件数 5,867件、介護予防ケアマネジメント作成件数 4,239件 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業：個別事例に対する地域ケア会議の開催 5件、困難事例等への同行訪問や助言等の支援 24回	市民や支援者から相談しやすい関係づくりに努めた。また、定期的に連絡会議を行うことで、市と地域包括支援センターとの情報連携を図ることができた。	多職種連携による勉強会や、地域包括ケア推進連絡会を開催し関係者とのネットワークづくりに努める。	健康医療対策課

④ 認知症に対する理解と介護等施策の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	認知症サポーター増加の取組み	認知症サポーター養成講座の実施。認知症サポーターを繋げる仕組みの立上げ支援	認知症サポーター養成講座：開催回数 11回。参加人数 212人。認知症サポーターの会議を開催し、サポーター養成講座を受けやすい体制づくりを検討。	高齢者福祉計画における令和6年度目標値8,500人は目標達成していないが、講座を重ねることでサポーター数は増えている。	高齢者福祉計画における令和7年度目標値8,800人は目標としている。	健康医療対策課
2	認知症高齢者の早期発見・早期対応に向けた相談体制の充実、医療と介護の連携強化	介護サービスの充実を図る。どんちっちSOSネットワークを有効活用できる体制づくりを図る。	どんちっちSOSネットワークにおける事業所への協力要請と、地域ケア会議等で地域での普及啓発等を実施した。	新規の介護保険申請は認知症が男女とも多い現状から、早期発見・対応に向けての相談体制、ネットワークづくりが大切である。	介護サービスの充実を図る。どんちっちSOSネットワークを有効活用できる体制づくりを図る。	健康医療対策課

⑤ 権利擁護の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	高齢者虐待の芽を摘む体制の強化	虐待防止に関する研修やケア会議を実施する。	虐待と疑われるケース等を早期に対応できる相談体制を関係機関等に周知した。	高齢者の虐待、DVケース等について相談しやすい体制づくりが必要である。	虐待防止に関する研修やケア会議を実施する。	健康医療対策課
2	成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進	判断能力の不十分な高齢者が安心して生活できるよう法人後見事業を実施する	成年後見制度支援事業：支給決定件数 16件。市民後見人講演会参加者 30人。市民後見人フォローアップ研修 7人。	判断能力の不十分な高齢者が相談しやすい体制づくり必要である。	判断能力の不十分な高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた体制作りを図る。	健康医療対策課

浜田市の評価

高齢者及びその支援者が相談しやすい体制の整備を実現した。また、高齢者虐待の増加傾向に対処するため、研修を実施し、予防策を強化を行った。高齢化が今後も進行することが予想されるため、引き続き高齢者の心身の健康維持や差別防止に向けた取り組みを継続していく必要がある。

(5) 障がいのある人

① 障がいに対する理解と差別解消の促進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	不当な差別の解消に向けた教育や啓発	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する	浜田市障がい者差別解消推進委員会を開催。障がい者差別の解消及び合理的配慮を推進するための各種啓発活動を実施した。また、令和6年度から新たに「 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例 」に基づく市長表彰事業を実施し、対象者1件に対し市長表彰を行った。	委員会において各種啓発活動の実施に関する方針決定を行い、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰を行ったことで、不当な差別の解消に関する啓発を推進した。	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する。「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰の対象者を募集し、該当があれば表彰を行う。	地域福祉課 人権同和教育啓発センター
2	あいサポート運動や福祉教育など社会福祉協議会との連携	障がいの特性、困りごとや必要な配慮を理解し、実践する「あいサポーター」養成研修を実施する	浜田市社会福祉協議会等と連携し、あいサポート運動及びあいサポーター養成研修を実施した。	浜田市社会福祉協議会を窓口としてあいサポーター養成研修を複数回実施し、年間400名程度のあいサポーターを養成することで、障がい及び障がいがある人への理解の推進につながった。	障がいの特性、困りごとや必要な配慮を理解し、実践する「あいサポーター」養成研修を実施する。	地域福祉課

② 人にやさしく安心して暮らせるまちづくりの推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	障がいのある人が住み慣れた地域で受ける様々な障壁のバリアフリー化 全ての人に配慮したユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する	浜田市障がい者差別解消推進委員会を開催。障がい者差別の解消及び合理的配慮を推進するための各種啓発活動を実施した。また、令和6年度から新たに「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰事業を実施し、対象者1件に対し市長表彰を行った。	委員会において各種啓発活動の実施に関する方針決定を行い、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰を行ったことで、不当な差別の解消に関する啓発を推進した。	「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」により設置した「浜田市障がい者差別解消推進委員会」の開催と啓発活動を実施する。「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づく市長表彰の対象者を募集し、該当があれば表彰を行う。	地域福祉課
2	障がい福祉サービスの提供や相談体制の充実への取組み	障がい福祉サービスによる就労支援や相談助言体制の充実	浜田圏域自立支援協議会を中心に、就労支援及び相談助言体制の充実を図った。	浜田圏域自立支援協議会や各種部会での活動により関係機関の連携が図られ、就労支援及び相談助言体制の充実につながった。	浜田圏域自立支援協議会や各種部会等において関係機関が連携し、サービス提供や相談支援体制の充実を図る。	地域福祉課

③ 障がい者の社会参加と就労支援の取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	障がいのある人の社会参加の促進	移動支援事業や社会参加促進事業を実施することにより外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりに努める。	移動支援事業や社会参加促進事業を実施し、障がいがある人が様々なイベント等に参加しやすい環境づくりを行った。	移動支援事業や社会参加促進事業の実施により、多くの方がイベント等に参加され、社会参加促進につながった。	移動支援事業や社会参加促進事業を実施することにより外出支援策の充実やスポーツ・文化・芸術活動に参加しやすい環境づくりに努める。	地域福祉課
2	障がいのある人の雇用促進	企業に対する各種支援制度の周知・啓発 障がい福祉サービスによる就労支援や相談助言体制の充実	障がい者雇用を行う企業向けにネットワークづくり研修会を開催し、企業の横のつながりや各種支援制度等の周知・啓発を促進した。 浜田圏域自立支援協議会を中心に、就労支援及び相談助言体制の充実を図った。	企業のネットワークづくり研修会の実施により、事業所同士がつながることができ、今後引き続きの研修会開催につながった。 浜田圏域自立支援協議会や各種部会での活動により関係機関の連携が図られ、就労支援及び相談助言体制の充実につながった。	企業に対する各種支援制度の周知・啓発する。 障がい福祉サービスによる就労支援や相談助言体制の充実を促進する。	商工労働課 地域福祉課

④ 権利擁護の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	障がいを理由とした差別や障がい者虐待を受けることなく安心して地域で暮らせる取組み	成年後見制度や浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進に取り組む	浜田市社会福祉協議会や関係機関と連携を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の普及と利用促進を行った。	浜田市社会福祉協議会や相談支援事業所、後見人等の関係機関との連携により、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の新規利用につながった。	成年後見制度や浜田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の普及と利用促進に取り組む。	地域福祉課

浜田市の評価

障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくりについて、関係機関と連携しながら、相談体制の維持および支援事業の利用促進を図ることができた。今後も、心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリアなど、さまざまな障壁のバリアフリー化を進めるとともに、すべての人に配慮した※ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく必要がある。

※ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

(6) 外国人

① 差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の構築に向けた取組み	・国際交流員の派遣により多文化共生や異文化交流事業を実施	・国際交流員の派遣により多文化共生や異文化交流事業を実施した	・市内在住の外国人へ向けた効果的な情報発信ができていない ・日本人住民が外国人と共存している意識が薄い	・引き続き、国際交流員の派遣により多文化共生や異文化交流事業を実施する ・派遣事業の実施を広く周知する	定住関係人口推進課
2	地域の内外において多様な文化や人々が共存していける多文化共生社会の構築に向けた取組み	・浜田市が発行するごみカレンダーを多言語化する	・ごみカレンダーへ英語、中国語、ベトナム語の表記を記載している	・ごみカレンダーは紙面の都合上、すべての情報を多言語化することは難しいため、ごみ分別アプリの利用を促進する	・引き続き、多言語を用いたごみカレンダーを配布する	環境課

② 外国人との交流の促進と国際協力の精神を培う教育の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	国際親善、国際協力の精神を培う教育の推進	JICA等関係機関との連携による事業	JICA等関係機関との連携による事業の実施している団体を支援した	・令和6年度までの事業が無事終わるよう実績報告を行うなど、支援をした ・次年度以降の事業に向けて、ブータンとの調整がスムーズに進むよう支援をした	JICA等関係機関との連携による事業を実施する	定住関係人口推進課

③ 学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	各教科等の学習を通じた他国の文化・価値観の尊重や共生に向けた相互理解の取組み	教科等の学習の中での取組み	道徳科、社会科、英語（ALTとの関りを含む）を中心として実施。	教科学習を中心としながら、相互理解に取り組むことができた。	引き続き、教科等の学習の中で取り組んでいく。	学校教育課
2	小中学校に在籍する外国籍児童生徒のサポート	外国籍児童生徒への日本語指導やメンタル面のサポートの実施	小学校1校、合計2名の児童に対して日本語指導等を実施した。	児童、保護者、学校と連携し、必要な支援体制を整えることができた。	引き続き、必要な支援体制を整える。	学校教育課

浜田市の評価

外国人が理解しやすいように、ごみカレンダーを多言語で表記し、小中学校において外国にルーツを持つ児童生徒へのサポートを実施するなど、多様な取り組みを行った。また、市民に対して異文化に触れる機会や理解を深める機会を提供することができた。外国人に対する人権侵害は、日常生活に必要な情報や地域の文化、慣習に関する理解の欠如から生じることが多く、学校や職場においてもその影響が見受けられるため、引き続き外国人が住みやすい街づくりを進めていく必要がある。

(7) 患者や感染者等

① 教育・啓発活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	感染症等に対する正しい知識の普及 差別意識解消に向けた教育・啓発活動	ホームページ、広報、個別通知等を通じた情報提供を行う。	ホームページ、広報、個別通知等を通じ情報提供に努めた。	正しい情報に基づいた理解につなげた。	ホームページ、広報、個別通知等を通じた情報提供を行い、正しい知識の普及に努める。	健康医療対策課

浜田市の評価

感染症に関する情報発信を継続的に行うことができた。エイズ患者やハンセン病から回復した方々、そのご家族に対しては、正確な知識の不足や誤解から生じる差別や偏見が依然として存在している。引き続き正確な情報の普及と発信に努める必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月に5類感染症に分類されたことを受け、それ以前に見られた人権侵害や誹謗中傷が減少したが、当該感染症の変異株が発生するなど感染症の発生は継続していることや、今後も新興感染症が出現する可能性があるため、引き続き冷静な対応と正確な情報発信を継続していく必要がある。

(8) 犯罪被害者とその家族

① 犯罪被害者等の心情に配慮した対応と支援活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるための啓発	あさひ社会復帰促進センターと連携し啓発を実施	(公社)島根被害者サポートセンターと連携し、犯罪被害者支援の啓発活動を実施	島根被害者サポートセンター西部センターの活動状況・被害者支援状況を積極的に啓発する必要がある。	各まちづくりセンター等に島根被害者サポートセンター西部センターのチラシ等を配布し、活動状況を啓発する。	防災安全課
2	(公財)島根被害者サポートセンターなど犯罪被害者等に対する相談支援機関の周知	犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に啓発を実施	犯罪被害者週間(11月20日～11月24日)に浜田市役所1階ロビーにおいてパネル展示を実施	展示することにより、被害者支援の重要性を発信できた。	島根県立大学の防犯サークルが主催する「はまだ灯」を支援し、犯罪被害者保護の重要性を発信する。	防災安全課

浜田市の評価

犯罪被害者およびそのご家族に対する社会全体の支援意識を高めるため、啓発活動や相談支援機関の周知を推進することができた。犯罪被害者は、直接的な被害に加え、精神的および経済的な影響を受けることが多く、さらには周囲からの無責任な言動によって二次的な被害を受けることも少なくなく、今後も啓発活動や相談支援機関の周知の重要性を強調し、継続的に取り組んでいく必要がある。

(9) 刑を終えて出所した人等

① 啓発活動の推進

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	啓発活動の推進	浜田地区保護司会の活動を支援する。また浜田市再犯防止推進計画に沿った活動を実施する。	保護司会に対し運営補助金を交付し活動を支援した。また、保護司会広報誌を全戸配布した。	浜田地区保護司会と連携を取りながら事業を推進することができた。	引き続き、浜田地区保護司会の活動を支援する。また浜田市再犯防止推進計画に沿った活動を実施する。 島根あさひ社会復帰促進センターと連携した啓発活動に取り組む。	地域福祉課 人権同和教育啓発センター

② 「島根あさひ社会復帰促進センター」設置の理念を生かす取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	再犯防止・社会復帰に寄与する取組み	島根あさひ社会復帰促進センターと連携した取組み (企業等の就労支援、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受入体制等の充実など)	島根あさひ社会復帰促進センターと毎月1回の連絡会議を開催し、情報共有を図っている。また、地元の秋の産業祭に「矯正展」として出展してもらい、センターの活動等についての普及啓発に取り組んでいる。 島根あさひ社会復帰促進センターにて、令和6年度矯正施設所在自治体会議中国・四国行部会を開催(令和6年8月1日)島根あさひ社会復帰促進センターの取組などについてPRを行った。(参加自治体数:13団体、参加者数:77名)	島根あさひ社会復帰促進センターの開所以来、「地域との共生」という理念の実現に向けた取り組みが継続的に実施されている点は評価に値するものと考えられる。今後も相互に連携した取り組みを継続させていきたい。	引き続き、島根あさひ社会復帰促進センターと連携した取組みを推進する。 (企業等の就労支援、更生保護制度、出所後の地域社会の温かい理解、受入体制等の充実など)	地域福祉課 旭支所産業建設課

浜田市の評価

再犯防止および社会復帰に寄与する取り組みを、島根あさひ社会復帰促進センターと連携して実施することができた。今後も引き続き、島根あさひ社会復帰促進センターとの協力を強化し、浜田市再犯防止推進計画に基づく再犯防止策や、更生する方々への人権侵害の防止に注力する必要がある。

(10) インターネット等による人権侵害

① 情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	インターネット利用者への啓発と定期的なインターネットモニタリングの実施	インターネット上の不適切な書き込みのモニタリングを実施し、有害情報を少しでも発見し対処していくため次の取組みを実施する。 ・職員のインターネットモニタリング研修の受講 ・職員によるインターネットモニタリングの実施	島根県が開催するインターネットモニタリング研修を職員が受講し、モニタリングについての基礎知識を習得した。 年度途中から職員のインターネットモニタリングを月4回程度実施した。	膨大な量のインターネットサイトにおいて、有害情報を少しでも発見し対処していくため、職員のモニタリング研修の受講や、面的にモニタリングを行うための島根県との連携など持続的な取組みが必要である。	インターネット上の不適切な書き込みのモニタリングを実施し、有害情報を少しでも発見し対処していくため、引き続き次の取組みを実施する。 ・職員のインターネットモニタリング研修の受講 ・職員によるインターネットモニタリングの実施	人権同和教育啓発センター

② 情報モラルの教育の充実

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	インターネット利用に関する年齢に応じた教育の実施	インターネットを利用した情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなど、年齢に応じた教育を行う。	教育委員会で作成した情報活用能力一覧表を基に年齢に応じた指導を行った。 政策企画課としては、高齢者を対象としたスマホ講座を開催し、インターネット利用時の注意点などについて啓発を行った。	各学校とも、情報活用能力一覧表の内容を基に、各学年の年間計画にしたがって指導を行った。 スマホ講座により、高齢者がインターネット利用時のマナーやリスクに対する理解を深めることができた。	引き続き、情報活用能力一覧表に掲げている内容にしたがって指導を行っていく。 スマホ講座の中で、引き続き、インターネット利用時の情報モラルの向上を図っていく。	学校教育課 DX推進課 人権同和教育啓発センター

浜田市の評価

インターネット利用時のマナー及びリスクに関する啓発と教育を目的とした事業を遂行することができた。今後も引き続き、詐欺や強盗などの犯罪行為を防止するために、情報モラルの向上に寄与する教育およびインターネットの監視活動に注力する必要がある。

(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）

① 市民に対する取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	性の多様性について理解を深めるための啓発資料等の配布、講演会や研修等の実施	ふれあいフォーラム（人権同和教育研究集会）において、市民の参加希望者を募り、講演会を行う。	・ふれあいフォーラム（人権・同和教育研究集会）において性の多様性について理解を深めるための講演会を開催した。 開催日 令和6年8月2日 講師 仲岡しゅんさん テーマ 性的マイノリティってなに？～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～ 参加人数 319人(うち市民36人)	当事者を招聘して講演会を実施することにより、市民に対して性の多様性について理解を深めるための一助となった。	島根県が作成する啓発資料等の配布や講演会・研修等の情報提供を広く行い、啓発を推進する。	人権同和教育啓発センター

② 学校における取組

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	性の多様性について教職員が正しく理解し適切に対応できるよう促す また、組織的な支援に取り組む	ふれあいフォーラム（人権同和教育研究集会）において、市内小中学校幼稚園の全教職員を対象とした講演会を行う。	・ふれあいフォーラム（人権・同和教育研究集会）において性の多様性について理解を深めるための講演会を開催した。 開催日 令和6年8月2日 講師 仲岡しゅんさん テーマ 性的マイノリティってなに？～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～ 参加人数 319人(うち教職員283人)	当事者による講演会やLGBTなど性の多様性についての研修会を行うことにより教職員間での理解が一定程度深まった。	島根県が作成する啓発資料等の配布や講演会・研修等の情報提供を広く行い、啓発を推進する。 学校教職員の人権・同和問題研修会や地域ぐるみで育てる人権意識講座事業において実施支援を継続し、啓発の機会を提供する。	人権同和教育室

浜田市の評価

性の多様性に関する啓発および教育活動を実施した。今後も引き続き、啓発資料の配布や講演会・研修に関する情報提供を積極的に行い、さらなる啓発活動を推進していく必要がある。

(12) 様々な人権課題

① アイヌの人々

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	啓発資料（ポスター・チラシ）の啓示による周知	関係機関からの啓発ポスターの掲示や広報での掲載を通じて啓発に努める。	啓発ポスターの掲示や広報はまだで周知を行った。	一定程度啓発を図ることができた	引き続き、関係機関からの啓発ポスターの掲示や広報での掲載を通じて啓発に努める。	人権同和教育啓発センター

② 北朝鮮当局による拉致問題等

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	拉致問題等についての関心と認識を深めるための広報	北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～12月16日）に拉致問題啓発ブルーリボンを着用する。	期間中、市長、副市長、教育長、部長、支所長、市議会議員がブルーリボンを着用して啓発した。	拉致問題に関心を持ち、認識を深めることができた。	引き続き、ブルーリボン運動を行う。	人権同和教育啓発センター
2	学校教育における拉致問題等に対する理解を深める取組み	児童生徒の発達段階に応じた拉致問題等に対する理解を深める取組みを行う	社会科等の教科学習を中心に、各学校の状況に応じて児童生徒の理解の深化に努めた。	拉致問題等に対する一定の理解の深化を図ることができた。	引き続き、児童生徒の発達段階に応じた拉致問題等に対する理解を深める取組みを行う	学校教育課
3	拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組み	北朝鮮人権侵害問題の早期解決についての国要望を行う。	北朝鮮人権侵害問題の早期解決についての国要望を行った。	北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための積極的な啓発活動について、国に働きかけることができた。	引き続き、北朝鮮人権侵害問題の早期解決について国要望を行う。	人権同和教育啓発センター

③ プライバシーの保護

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	市の保有する個人情報保護の取組み	個人情報保護条例に基づく管理個人情報保護ファイルの整備	令和5年度から個人情報保護法に基づく取扱いとなったことを受け、個人情報保護ファイルの内容を整備し、個人情報の適正な管理に努めた。	実情に応じた適正な個人情報保護の管理を図ることができた。	各課が保有する個人情報保護ファイルの状況について都度整備を行い、個人情報の適正な管理を継続する。	総務課
2	市民や事業者に対する個人情報の適正な管理や取扱の推進	市民や事業者に対して個人情報の適正な管理や取扱いについての啓発を行う。	他機関から提供された啓発ポスターの掲示、広報はまだ及び浜田市ホームページにおいて周知を行った。	一定程度啓発を図ることができた。	引き続き、関係機関からの啓発ポスターの掲示や、広報及びホームページを通じて啓発に努める。	総務課

④ 迷信等

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	「六曜」をはじめ、根拠のない迷信等に同調し偏見や差別を助長しないよう啓発する	広報やHPなどで啓発を行う	指導主事による巡回講座で、迷信等にも触れた。HPなどでの啓発は行わなかった。	一定程度啓発を行うことができた。	引き続き、研修や情報発信を行う。	人権同和教育啓発センター

⑤ 災害に伴う人権

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	自然災害等において人権に配慮した被災者支援や避難所運営に努める	防災と連携した男女共同参画の取組	防災部局と男女共同参画部局が連携し、双方が情報共有した。また、内閣府男女共同参画局主催のシンポジウムに両部局が参加し、防災分野における女性の参画拡大に向けて学習した。	担当部局が日頃から疎通を図り関係性を築くことができた。	担当部局の意見交換を検討する。	防災安全課 人権同和教育啓発センター

⑥ 自死遺族

NO	事業名 イベント名 取組	令和6年度			令和7年度	所管課
		計画	実績	評価・課題	計画	
1	自助グループへの支援や自死遺族の心情への配慮と相手の立場に立った対応	自助グループへの支援や自死遺族の心情に配慮した対応と周知啓発 ・ホームページ、広報掲載及び会場確保 ・しまね分かち合いの会・虹J交流会への参加	しまね分かち合いの会・虹及びグリーフケア芳縁の活動に関してホームページ、広報掲載及び会場確保の支援を行った。しまね分かち合いの会・虹のJ交流会に参加し、自死遺族の心情について理解に努めた。	自助グループへの支援を行う中で、自助グループとのよい関係性の構築を図ることができてきている。	自助グループへの支援や自死遺族の心情に配慮した対応と周知啓発 ・ホームページ、広報掲載及び会場確保 ・しまね分かち合いの会・虹J交流会への参加	健康医療対策課

浜田市の評価

様々な人権課題に対し、関係部署を横断して連携した取り組みを実施した。災害関係では、シンポジウムへ防災と人権部局が参加し理解を深めた。今後も人権課題への取り組みは、人権同和教育啓発センターや人権同和教育室を中心に、関連部署や機関との緊密な連携を図りながら進める必要がある。

総括表

■各評価一覧

大分類	中分類	浜田市の評価
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	(1) 学校等における取組	教育活動を通じて、幼児・児童・生徒・学生に対する人権教育および啓発を計画に基づいて円滑に実施した。また、浜田市が策定した「人権を尊重するまちづくり条例」に関するハンドブックの配布を行い、人権の尊重や多様性認識の向上に寄与した。令和7年度も引き続き、学校等での取り組みを継続し、各自の人格や個性の違いをお互いに尊重し、認識できる態度や実践力の育成に努める必要がある。
	(2) 家庭・地域・職場における取組	家庭、地域、職場においては、日常生活上の様々な人権問題に対する気づきを促す取り組みを行い、研修などを通じて啓発活動を実施することができた。令和7年度においては、企業やPTA等への働きかけを積極的に行い、社会全体の人権意識の向上に向けた取り組みをさらに進めていく必要がある。
	(3) 職員等の人権意識向上への取組	市の職員や学校の教職員、保健・福祉・医療・消防関係の職員を対象に、人権研修を受講できる機会を設けた。これにより、職員一人ひとりが人権尊重の視点を持ちながら職務を遂行するための一助となった。今後も様々な人権課題に対応するため、人権同和問題に関する研修を実施し、職員の人権意識の向上に努めていく必要がある。
	(4) 関係機関等との連携	国・県などの関係機関や浜田人権擁護委員協議会をはじめとする各種団体との連携を通じて、人権教育及び啓発活動を多様な場で実施することにより、市民への人権意識の向上を果たした。さらに、人権を考える市民グループによる講座の実施といった自主的な活動を支援することで、市民グループの育成にも一定の寄与をできた。今後も引き続き、さまざまな場面において人権教育及び啓発活動の推進が必要である。
2 各人権課題に対する取組	(1) 同和問題	日本における特有の差別問題である同和問題は、重要な人権課題として深く認識されている。この問題の歴史や差別の実態を十分に把握し、差別意識の解消に向けた学校及び地域での取り組みを積極的に進めることができた。今後も、様々な取り組みを継続し、差別意識の解消を目指す必要がある。
	(2) 女性	女性に対する差別の解消に向けた取り組みとして、職場、家庭、地域における格差解消のための環境整備が着実に進展していると感じている。また、啓発活動も計画的に実施されており、その効果が徐々に見え始めている。しかしながら、DVなど心身の安全を脅かす行為は、重大な事件につながる可能性があるため、引き続き関係機関との連携を強化し、情報共有や相談体制の充実に努める必要がある。
	(3) 子ども	児童福祉施設や小中学校において、相談を受けるための組織や支援制度、環境を整備し、職員に対する教育を実施することで、体制の強化が進んだ。しかし、子ども自身がSOSを発信したり、相談を求めたりすることは容易ではなく、表面化していない事例も多いと考えられる。今後も関係機関との連携を図り、いじめの未然防止や早期発見に努め、相談体制をさらに充実させ、子どもが大人と同様に声を上げやすい社会を実現するための啓発活動を継続的に行う必要がある。
	(4) 高齢者	高齢者及びその支援者が相談しやすい体制の整備を実現した。また、高齢者虐待の増加傾向に対処するため、研修を実施し、予防策を強化を行った。高齢化が今後も進行することが予想されるため、引き続き高齢者の心身の健康維持や差別防止に向けた取り組みを継続していく必要がある。
	(5) 障がいのある人	障がいのある人もない人も共に生きることができるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の維持および支援事業の利用促進を図ることができた。今後も、心のバリア、環境のバリア、情報のバリア、制度のバリアなど、さまざまな障壁のバリアフリー化を進めるとともに、すべての人に配慮した※ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく必要がある。
	(6) 外国人	外国人が理解しやすいように、ごみカレンダーを多言語で表記し、小中学校において外国にルーツを持つ児童生徒へのサポートを実施するなど、多様な取り組みを行った。また、市民に対して異文化に触れる機会や理解を深める機会を提供することができた。外国人に対する人権侵害は、日常生活に必要な情報や地域の文化、慣習に関する理解の欠如から生じることが多く、学校や職場においてもその影響が見受けられるため、引き続き外国人が住みやすい街づくりを進めていく必要がある。

総括表

■各評価一覧

大分類	中分類	浜田市の評価
2 各人権課題に対する取組	(7) 患者や感染者等	感染症に関する情報発信を継続的に行うことができた。エイズ患者やハンセン病から回復した方々、そのご家族に対しては、正確な知識の不足や誤解から生じる差別や偏見が依然として存在している。引き続き正確な情報の普及と発信に努める必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月に5類感染症に分類されたことを受け、それ以前に見られた人権侵害や誹謗中傷が減少したが、当該感染症の変異株が発生するなど感染症の発生は継続していることや、今後も新興感染症が出現する可能性があるため、引き続き
	(8) 犯罪被害者とその家族	犯罪被害者およびそのご家族に対する社会全体の支援意識を高めるため、啓発活動や相談支援機関の周知を推進することができた。犯罪被害者は、直接的な被害に加え、精神的および経済的な影響を受けることが多く、さらには周囲からの無責任な言動によって二次的な被害を受けることも少なくなく、今後も啓発活動や相談支援機関の周知の重要性を強調し、継続的に取り組んでいく必要がある。
	(9) 刑を終えて出所した人等	再犯防止および社会復帰に寄与する取り組みを、島根あさひ社会復帰促進センターと連携して実施することができた。今後も引き続き、島根あさひ社会復帰促進センターとの協力を強化し、浜田市再犯防止推進計画に基づく再犯防止策や、更生する方々への人権侵害の防止に注力する必要がある。
	(10) インターネット等による人権侵害	インターネット利用時のマナー及びリスクに関する啓発と教育を目的とした事業を遂行することができた。今後も引き続き、詐欺や強盗などの犯罪行為を防止するために、情報モラルの向上に寄与する教育およびインターネットの監視活動に注力する必要がある。
	(11) 性の多様性（性的指向、性自認等）	性の多様性に関する啓発および教育活動を実施した。今後も引き続き、啓発資料の配布や講演会・研修に関する情報提供を積極的に行い、さらなる啓発活動を推進していく必要がある。
	(12) 様々な人権課題	様々な人権課題に対し、関係部署を横断して連携した取り組みを実施した。災害関係では、シンポジウムへ防災と人権部局が参加し理解を深めた。今後も人権課題への取り組みは、人権同和教育啓発センターや人権同和教育室を中心に、関連部署や機関との緊密な連携を図りながら進める必要がある。

■全体評価

あらゆる人権課題に対し、人権同和教育啓発センターと全庁が連携し、教育、啓発、相談体制、支援制度、関連機関との関係構築など、様々な事業を実施した。また、令和5年7月に「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、市民等の人権意識の向上や市の取組及び姿勢の強化に寄与し、機運を高めることができた。
人権課題には様々なものがあり、市民の関心や話題により、時に大きな問題となる場合がある。そのため、各種事業は繰り返し行うことが必要である。引き続き、人権の基本理念の普及のため、あらゆる場面や手段で教育と啓発を行っていく。